

私たちのまちづくり

1 1 6

平成30年11月

発行：熊本市都市建設局都市政策部 植木中央土地区画整理事業所

〒861-0195 熊本市北区植木町岩野 238 - 1

電話 096-272-1113 FAX 096-272-1119

植木中央土地区画整理事業について

平成11年度から平成30年度までを事業施行期間として事業を進めてきましたが、熊本地震の影響などもあり残事業を考慮した結果、事業の進捗に合わせて事業施行期間を2021年度（平成33年度）まで3ヵ年延伸する予定です。

2021年度（平成33年度）中の換地処分を目指して事業に取り組んでいます。



町界変更に向けたアンケート調査を実施します

市では、土地区画整理事業に伴い町界の変更が必要となるため、町界変更（案）の検討を進めています。そこで、換地処分後の町界について、広くご意見を伺うため、12月からアンケート調査を実施することとします。

お手数をおかけしますが、皆様のご協力をお願いします。

【アンケート対象者】

植木中央土地区画整理事業の施行区域のうち植木中央エリアの土地所有者および居住者（世帯主の方のみ）

（役場跡地エリアのみの土地所有者及び居住者は除きます。）

なぜ町界を変更する必要がある？

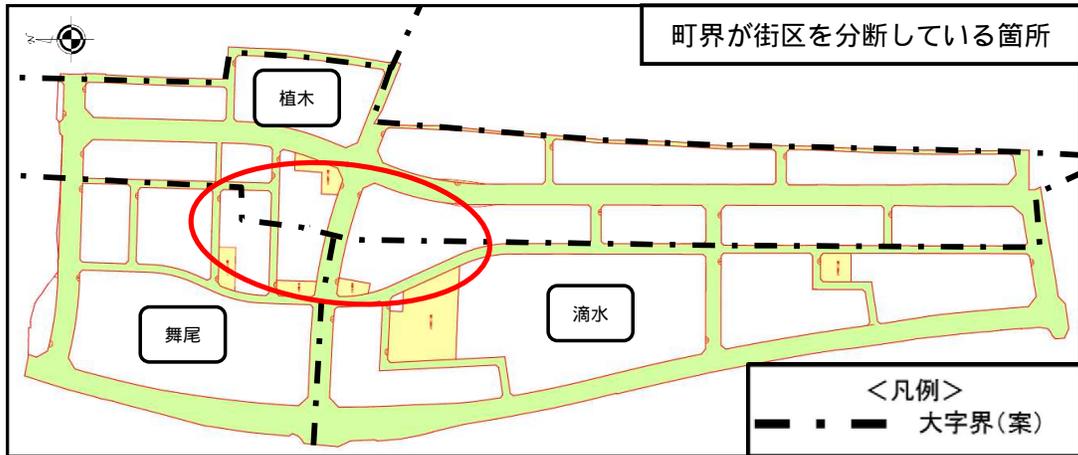
町界が街区を分断し、ひとつの街区に複数の町名が残っている箇所があるため、整理する必要があります。（裏面の地図を参照）

ひとつの街区に複数の町名が残ってしまうと、住所が複雑で不明確となってしまう、訪問者が目的の建物や人を探すのに苦労するなど日常生活に不便や不都合なことが生じてしまいます。具体的には、救急車や消防車などの緊急車両が目的地へ到達できなかったり、郵便物の配達に支障が生じたりすることなどが考えられます。

どのようにして町界を決める？

町界は、誰でも一見してわかるような道路、河川、鉄道などその他恒久的な施設を境界として定めます。

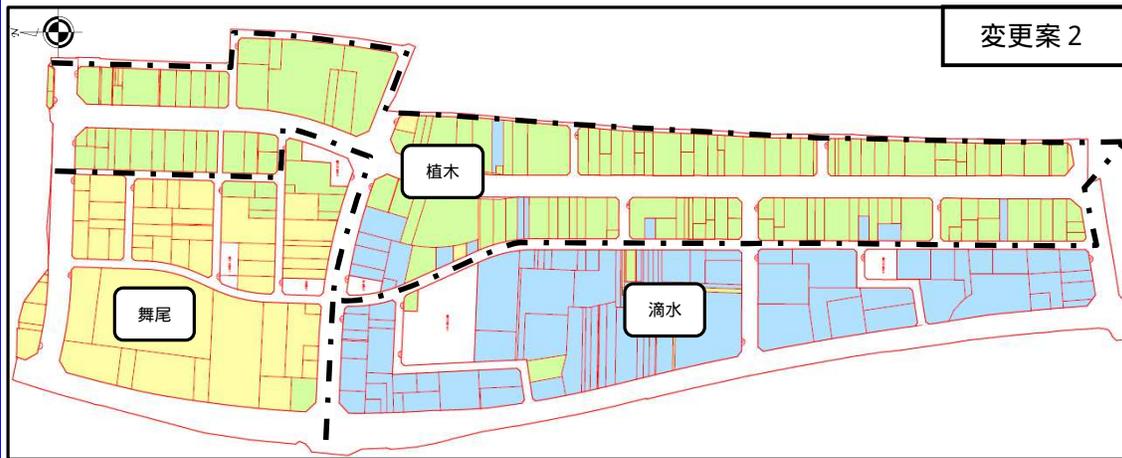
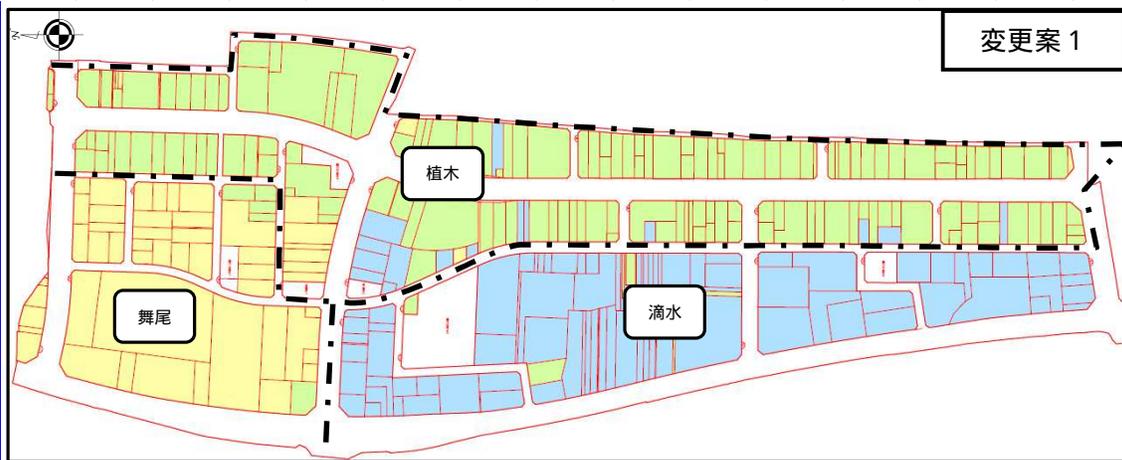
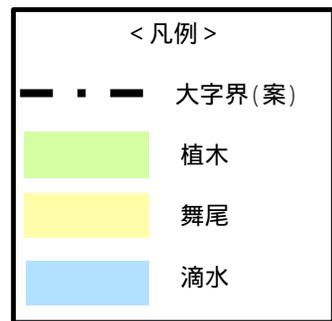
新しい町界が設定されたことにより、町内自治会の区域や小学校の校区が変更されることはありません。



町界の変更(案)

市では町界の変更案を以下のとおり2案検討しています。
 第1次アンケートで市の案を提示させていただくと共に、皆様より新たな案を募集します。
 第2次アンケートで以下の2案を含め、ご提案いただいた案の中から町界の変更案を決定していきたいと考えています。

変更案の図面では、仮換地を土地区画整理事業により移転する前の字毎に着色をしています。



「換地処分」ってなあに？

「換地処分」とは、土地区画整理事業の工事の完了後に、関係権利者へ換地計画で定められた事項を通知することをいいます。

また、換地処分をした場合は、市長がその旨を公告することになっており、この公告によって換地計画で定められた事項の効力が発生することになります。

「換地計画」には何が定めてあるの？

「換地計画」とは、従前の土地が換地によってどのようになるかを示した計画です。それには、以下の事項が定めてあります。

換地設計（従前の土地と換地の位置、形状の関係を示した図面）

各筆換地明細（従前の土地と換地の所在、地番、地目、地積等の関係の明細書）

各筆各権利別清算金明細（従前の土地と換地の所在、地番、地目、地積、権利価額及び清算金を各筆、各権利別に表示した明細書）

その他特別の定めをする土地の明細

換地処分に伴い住所はどのようになる？

換地処分に伴い、換地には新しい地番が付番され、現在使用されている地番をそのまま使用することはできません。（まだ使用されていない地番から改めて付番することになります。）そのため、換地処分により住所変更が必要となります。住所変更に必要な手続きについては、今後、適切な時期に別途説明させていただきます。

【新しい住所の例】

あくまで例ですので、以下のとおりになるとは限りません。

< 植木の場合 >

現在： 熊本市北区植木町 植木 **157番地16** 末尾は233番地
変更後： 熊本市北区植木町 植木 **301番地**

< 舞尾の場合 >

現在： 熊本市北区植木町 舞尾 **631番地2** 末尾は886番地
変更後： 熊本市北区植木町 舞尾 **1001番地**

< 滴水の場合 >

現在： 熊本市北区植木町 滴水 **3番地3** 末尾は2317番地
変更後： 熊本市北区植木町 滴水 **2501番地**

町界変更の今後の予定

2018年度 町界（案）の決定

（H30年度）町界に関するアンケート（第1次、第2次）を踏まえ、町界（案）を決めます。

2019年度 町界変更議案の上程

（H31年度）地方自治法第260条第1項の規定により、町界変更に関する議案を熊本市議会定例会に上程します。

2021年度 町界変更の実施・告示

（H33年度）土地区画整理事業の換地処分に合わせ、町界変更を行うとともに、地方自治法第260条第2項の規定により、告示を行います。

出来形確認測量を実施します

今年度、地区内の一部（下図：赤）において、『出来形確認測量』を実施します。
つきましては、皆様の土地（宅地）に立ち入り測量させていただき、境界標等を設置します。土地（宅地）の境界部分の測量においては立会いをお願いすることがあります。
なお、立会いを要する場合には、個別に日程の調整をさせていただきます。ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

出来形確認測量ってなに？

工事が完了した部分の街区や土地（宅地）の面積等を確認するための測量です。

植木中央エリア

